

りっぶる

R I P P L E

vol. 17

2016.3

発行
島根県人権啓発推進センター

「りっぶる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

特集

障害者差別解消法

あいサポート運動に参加しよう
障がいのある子の親として(寄稿 稲村晴美さん)

*性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と人権



平成27年度 島根県人権啓発ポスターコンクール
小学校の部 / 最優秀賞
植田 万緒さん (出雲市立出東小学校5年)

【評】

電車での思いやりと気づかずに、笑顔があふれる様子がしっかりと描かれた明るいポスターです。日常で出会う光景を丁寧に表現し、キャッチコピーの「思いやり」や「笑顔」の文字も大きく表現され、画面構成も良く、表情豊かな人物表現が素晴らしい。

平成27年度の人権啓発ポスターコンクールには、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から合計976点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

島根県健康福祉部障がい福祉課

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者差別解消法が 平成28年4月1日に施行されます。

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

国の行政機関や地方公共団体等並びに民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止することなどが定められています。

「障がいを理由とする差別」とは？

ポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※雇用の分野においては、障害者雇用促進法により民間事業主も合理的配慮の提供が法的に義務づけられます。

*不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例えば...

- 障がいを理由に窓口対応を拒否したり、順序を後回しにする
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- 施設内への身体障がい者補助犬の同伴を拒否するなど

*合理的配慮

障がいのある方から何らかの配慮を求める意見の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

例えば...

- 段差がある場合に、車椅子を持ち上げるなどの補助をする
- 高い所に置かれたものを取って渡す
- 筆談、読み上げなど、障がいに応じて分かり易いコミュニケーション手段を用いるなど

一人ひとりが差別の解消のためにどのような配慮が必要かを理解し、実践することで、障がいのある人もない人も同じように暮らすことができる地域社会を作っていきましょう。

「障害」の表記について

島根県では、県が作成する公文書や広報誌等について、法令・条例等の名称や用語、団体・施設等の固有名詞、医療用語等を除いて、原則「障がい」と表記しています。



島根県健康福祉部障がい福祉課

障がいのある人もない人も 誰もが共に暮らしやすい社会を目指して あいサポート運動に 参加しよう!



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根連許証第2590号

あなたにできる“ちょっとした手助け”があります。

♥「あいサポート運動」とは？

様々な障がいの特性や障がいのある人に必要な配慮などを理解し、日常生活のなかで障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う運動です。

あいサポート運動を実践していく人を「あいサポーター」と呼び、意欲のある方なら誰でもなることができます。

県内のあいサポーター数 / 26,642人 (平成28年2月末現在)

「あいサポーター研修」を受講された方のご感想を紹介します

職場窓口での対応のため企画しました。障がい者への理解の第一歩として有意義な研修でした。
見ただけではわかりにくい障がいもあり、知識があるとないとでは対応が変わってくると思いました。

「これからは気軽に声をかける勇気がわいた」「さっそく車でサポートができた」「バッジをつけて街を歩いたら「ありがとう」と言われた」等々研修の成果がありました。



あいサポートバッジ

♥「あいサポーター」になるには？

職場やPTAの研修として、学校行事で、地域の会合の中で、サークルの仲間たちと「あいサポーター研修」を実施しましょう。

研修を実施したい場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会にお申し込みください。研修講師(メッセンジャー)を派遣します。(派遣は無料です。)

※個人での申し込みでも、あいサポーターになることができます。詳しくは、島根県障がい福祉課(TEL0852-22-6009)にお問い合わせください。

■あいサポーター研修お問い合わせ先 最寄りの市町村社会福祉協議会

松江市 TEL0852-21-5773	川本町 TEL0855-72-0104
浜田市 TEL0855-22-0094	美郷町 TEL0855-75-1345
出雲市 TEL0853-23-3781	邑南町 TEL0855-84-0332
益田市 TEL0856-22-7256	津和野町 TEL0856-74-1617
大田市 TEL0854-82-0091	吉賀町 TEL0856-77-0136
安来市 TEL0854-23-1855	海士町 TEL08514-2-0010
江津市 TEL0855-52-2474	西ノ島町 TEL08514-6-1470
雲南市 TEL0854-45-9888	知夫村 TEL08514-8-2270
奥出雲町 TEL0854-54-0800	隠岐の島町 TEL08512-2-0685
飯南町 TEL0854-76-2170	



「あいサポーター研修」を受けて、
多様な障がいの特性や必要な配慮を知ることから始めましょう!

あいサポート 企業・団体 募集

「あいサポート企業・団体」とは？

職員を対象としたあいサポーター研修を行うとともに、あいサポート運動を広めるための取り組みを行っていただける企業・団体からの申請により、県が認定しています。

- 取組例**
- 職員を対象としたあいサポートバッジの着用推奨
 - 自社広報物、自社ホームページ等での「あいサポート運動」の掲載 など

申請書は、島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードできます。

県内のあいサポート企業・団体数 / 153企業・団体 (平成28年2月末現在)



★あいサポーター研修
小学校高学年向け資料があります。
お問い合わせは
島根県社会福祉協議会へ
TEL0852-32-5972

障がいのある子の親として ～障害者差別解消法の施行にあたって～

ことばを育てる親の会 稲村 晴美

私の長男には自閉症スペクトラム(アスペルガー症候群)という障がいがあります。自閉傾向が強く、こだわりや、興味に偏りがあり、人との意思疎通が困難です。また、二次障がいとして、強迫性障がいや全般性不安障がいもあります。

しかし、外見上は障がいがあるように見えません。そのため成長段階では、障がいのない人と同じことができると期待され、できないと怠けているように思われたり、人と違うことで困った人、迷惑な人と思われることがありました。あるいは障がいがあることで、やる前からできないと思われたり、失敗しそうなときは失敗させないように先回りして支援されたりもしました。

そんな長男ですが、彼なりにコツコツと誠実に何事にも取り組み、大学卒業後にシステムエンジニアとして松江市内のIT企業の契約社員に採用されました。勤務先の会社は長男の障がいについて理解があり、彼のベストパフォーマンスを引き出すためとして数々の配慮をしていただきました。彼はそこではお荷物ではなく、働き手とし

て、戦力の一人として大事にされていることがわかり、こんなにうれしいことはありませんでした。

4月から障がいのある人もない人もお互いを尊重し共に生きる社会を目指して、障害者差別解消法が施行されます。法律ができたからといって、世の中がすぐに変わるとは思いませんが、ゆっくりと、少しずつでも変わってほしいと思います。

障がいがあると、ついついその人ができることまで取り上げて支援してしまいがちです。一人でできない部分は一部分です。本人の望むことだけを支援してもらえれば充分です。

また、長男のように外見からはわかりにくい障がいをかかえた人が周りにいるかもしれないことを意識してほしいと思います。

今、長男は会社に貢献できるように、張り切って前向きに仕事をしています。私は長男を誇りに思います。そして、長男には今後も自分の人生の主役として生きてほしいなと親は願うばかりです。



●稲村さんのお長男の勤務先の方にお話を伺いました

稲村さんには障がいがありますが、3ヶ月間のトライアル雇用期間を通して、システムエンジニアの仕事ができると判断し、契約社員として採用しました。

当社では、新卒の新入社員がスムーズに仕事に慣れることができるよう、先輩社員が「トレーナー」となり指導や助言をするOJT制度があります。彼は新卒採用ではありませんが、このOJT制度を適用し、障がいに理解のある先輩社員をトレーナーとして選びました。また、彼の特性と一緒に仕事をする仲間にも理解していただくことが重要であると考えましたので、事前に彼の承諾を得てから、「勤務中に休憩(仮眠)を取ることが彼にとっては1日勤務をする上で必要であること」、「仕事の指示は彼が理解できるように丁寧に話す必要があること」など、配慮すべき点について説明し理解を求めました。

彼が体調を崩し気味のことがあり、一度ご両親とお会いする機会がありましたが、彼の特性や近況についてお互い情報共有できたことがよかったです。当社では、社員が気持ちよく元気に長く働いてもらうことが大事だと考えています。

しまね人権フェスティバル2015

同時開催 平成27年度 人権・同和問題を考える県民のつどい

10月25日(日)、出雲市の平田文化館で「しまね人権フェスティバル2015」を開催しました。26団体からブースの出展があり、ワークショップや啓発パネルの展示などが行われました。ステージでは、一日人権擁護委員の委嘱式や、雲州ひらた太鼓、平田中学校吹奏楽部、社会福祉法人ぼてとはうすなど地元の方々にも多数出演していただきました。また、平田高校JRC部のみなさんには、ボランティアとして協力していただきました。

同時開催の「人権・同和問題を考える県民のつどい」ではジャーナリストの馬場周一郎さんに「何が進み、何が残っているのか～同和対策審議会答申50年の成果と課題」と題して、同和対策審議会答申から50年を経過した現在、答申とそれに続く同和対策事業特別措置法の施行がもたらした成果とこれからの課題について講演していただきました。

講演を聴かれたみなさんからは、わかりやすい話で同和問題への理解を深めることができた、同和問題はみんなが認識し、みんなで解決して行くべき問題である、講師の「一人の百歩より百人の一步」という言葉が印象に残ったなどの感想が寄せられました。

当日は約900名の方の来場があり、身近な人権問題について、学び・気づき・考える場となりました。



一日人権擁護委員の
常松正巳さん(右)と山根万理奈さん(左)
中央はKENあゆみちゃん



講演/馬場周一郎さん



平田中学校吹奏楽部のみなさん



ワークショップの様子

雲州ひらた太鼓

平成
27年度

人権教育・啓発功労者 知事感謝状の贈呈

島根県では、人権教育や人権啓発に関して特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して知事感謝状を贈呈しています。

平成27年度は、福原孝浩さん(益田市)と「伝承の技を紡ぐ」竹タックの会(江津市)に、しまね人権フェスティバル2015の会場において、新田英夫環境生活部長から感謝状を贈りました。

贈呈式の後、受賞者の方にこれまで取り組んでこられた活動について紹介していただきました。



写真左より
福原孝浩さん、
新田英夫環境生活部長、
「伝承の技を紡ぐ」
竹タックの会
(五十嵐百合子さん)



〈写真上〉
「伝承の技を紡ぐ」竹タックの会
(二又茂樹さん)による紙芝居「イ
ルティッシュ号と和木の人々」の
披露
〈写真左〉
福原孝浩さんによるハンセン病
問題についての講演

知事感謝状を贈られた方々の主な功績

個人 福原 孝浩さん
益田市 ●活動年数/20年

長年にわたり、在住外国人との交流事業、ハンセン病問題に関する啓発・交流などの活動、国籍にかかわらず共生できる多文化共生の実現に関する事業等に関わり、人権意識の高揚・啓発の推進に取り組んでいる。

団体 「伝承の技を紡ぐ」竹タックの会
江津市 ●活動年数/8年

地域の伝統産業である竹細工・和太鼓づくり、江津市沖で沈没したロシア船乗組員を住民が救助した史実の伝承など、地域の特性を生かした人権啓発に関する調査研究・技術伝承、保存・記録・展示、講演、文化交流等を行っている。

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と人権

～多様な性のあり方への理解を深めよう～

性的少数者(LGBT*等)については、近年、新聞やテレビでたびたび取り上げられるようになり、企業でもLGBTに対応する動きがみられます。また、東京都渋谷区や世田谷区では同性カップルを公認する制度が平成27年11月から始まり、他の自治体でも同様な動きが起きています。国会ではLGBTへの差別解消について法整備に向けた動きがあるなど、性的少数者をとりまく状況は変わりつつあります。

●多様な性 ～世の中は「男」と「女」に単純に分けられない～

多くの人が「性」を固定的なものとしてとらえ、世の中には「男性」と「女性」だけで、男性は女性に関心を持ち、女性は男性に関心を持つのが普通だと考え、この枠組みにあてはまらない人(性的少数者)は異質なものとして、偏見や差別の対象とされてきました。

しかし、実際にはさまざまな「性のあり方」があるのです。

●性のあり方の3つの要素

- からだの性** 生物学的性 / 生まれもった身体の性。先天的に身体上の性別が不明瞭な人もいます。
 - こころの性** 性自認 / 自分自身が認識している性。「男性」「女性」のほか「どちらでもある」「どちらでもない」と感じる人もいます。からだの性と一致しないという感覚(性別違和感)を持つ人がいます。(性同一性障がい)
 - 好きになる性** 性的指向 / 恋愛や性愛の対象となる人の性。こころの性と好きになる性が違う場合を「異性愛」、同じ場合を「同性愛」といい、両方好きになる場合を「両性愛」といいます。
- この3つの要素をもとに考えると、いろいろな組み合わせがあり、性のあり方は実に多様で複雑です。

性的少数者の人権が尊重される社会へ

性の多様性を認め、互いの性のあり方を尊重し、性的少数者への偏見や差別をなくしましょう
あなたの周りにも悩んでいる人がいるかもしれません…

島根県内の当事者からのメッセージ

私は松江市内に住む40代の男性同性愛者(ゲイ)です。

私はテレビに出てくるようなタレントさんのようにしゃべりがうまいわけでも、きれいに女装しているわけでもありません。ごく「普通」の男性と同じような生活をしています。ただ性的指向が男性に向くというだけです。多くの人はある偏った定型の「ホモ・オカマ」というイメージがあるのか、私がゲイだと話すと驚く人もいます。これほど近くで暮らしているのに、私たちへの見方は一方的で否定的なものであふれています。

そのため、まだ中高生のころはこの世に存在してはいけないのではないかとつらい日々でした。

もうあんな思いは子どもたちにさせてはいけないと思っています。

(40代男性/H・N)

「わたしは女性です」と宣言したところで、それを聞いた人の多くは「本当の性別は男だ」と思い、偏見に満ちた興味本位の目で見られるのです。どうして素直にひとりの女性として見てもらえないのか、理解してもらえないのか、わたしは悲しくなるときがあります。

みなさんはトランスジェンダー女子(本人の性自認が女性で身体の性が男性)の気持ちを想像したことがありますか?わたしたちは女性としてのアイデンティティーを必要としています。女性であるという証、自分自身が女性であるという拠り所、それがなければ不安で不安でしょうがないのです。あるものは豊胸手術をしたり性別適合手術を受け、あるものは自分の裸の写真を撮って公開し、あるものは露出度の高い服を着る。そうやってようやく自分自身のアイデンティティーを維持しているのです。

みなさんはもし自分がそうだったらと想像したことがありますか?

(上田地優/トランスジェンダーMTF)

*MTF: Male To Femaleの頭文字。男性から女性へ性別を移行した人、とする

※[LGBT]
L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(性同一性障がいなどの性別違和)の頭文字からとった性的少数者を表す言葉のひとつです。
LGBTに該当する人は20歳～59歳の7.6%という調査結果も報告されています。(電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2015」平成27年4月インターネット調査による)

活動紹介

県内の女性団体や青年団体では、長年にわたり人権・同和問題について考える活動に取り組まれています。

このような団体の主体的な運営による活動は、他県に例をみないものであり、県民の人権意識の高揚に大きく貢献しています。

人権・同和問題を考える女性の集い

県内の女性団体(※)が一堂に会し、人権・同和問題の一日も早い解決と明るく住みよい地域づくりを目的として、同和問題をはじめとする様々な人権課題について学びを深めています。昭和61年に第1回が開催されてから、平成27年で30回目の開催となりました。県内各地から90名が参加し、効果的な活動や実践につながる研修、情報交換が行われました。



第30回「女性の集い」の様子(8月23日・大田市)

※参加女性団体
公益社団法人島根県看護協会、島根県商工会女性部連合会、全日本同和会島根県連合会女性部、島根県漁協女性部連合会、島根県更生保護女性連盟、一般社団法人島根県母子寡婦福祉連合会、島根県連合婦人会、JALしまね女性組織協議会、日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会

同和問題青年団体研修

同和問題を正しく理解・認識し、その解決を自らの課題として受け止め、各団体や地域において自主的、意欲的に差別の解消に向けた実践活動を進めていく青年の育成を図ることを目的としています。昭和55年から毎年開催されており、平成27年には36回目となりました。県内の青年団体(※)から約30名の参加があり、講話やグループ討議が行われました。



第36回研修会の様子(12月12日・松江市)

※参加青年団体
島根県漁協青年部連合会、島根県商工会青年部連合会、島根県農協青年組織協議会、全日本同和会島根県連合会青年部、日本労働組合総連合会島根県連合会青年委員会、島根県連合青年団

相談窓口の紹介

性暴力被害者ワンストップ支援センター

島根県内には性暴力で悩んでいる方の相談・支援に特化した相談窓口が二つあります。

被害にあったあなたは何も悪くありません。ひとりで悩まずご相談ください。

(島根県女性相談センター内)

性暴力被害者支援センター たんぽぽ

ひとりで悩まずお電話ください。
あなたに寄り添い一緒に考えていきます。

〈たんぽぽにできること〉



相談専用ダイヤル ☎ 0852-25-3010

月～金曜日 / 8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)

性暴力とは…

同意のない、対等でない、強要された性的な行為はすべて性暴力です。

あなたが望まない性的な行為は、あなたの人権と尊厳を踏みこじる性暴力です。



(一般社団法人)

しまね性暴力被害者支援センター さひめ

どうしたらいいのだろう…
家族にも相談できない…
と一人で悩んでいませんか。
どうしたらいいか一緒に考えます。
「さひめ」はあなたの
お手伝いをします。



電話相談 ☎ 0852-28-0889

火・木・土曜日 / 18:00～22:00

メール相談 ✉ <http://sahime.onnanokonotameno-er.com/>

島根スサノオマジックと連携した人権啓発活動



ポスターコンクールと「人権の詩(うた)」の表彰式(12月5日)

島根県人権啓発活動ネットワーク協議会(松江地方法務局、島根県、島根県人権擁護委員連合会)では、松江市総合体育館で行われたbjリーグ男子プロバスケットボールチーム「島根スサノオマジック」の公式戦において人権啓発活動を行いました。(12月5日、6日)

会場では、人権啓発ポスターコンクールと高校生世代「人権の詩」及び中学生人権作文コンテストの各表彰式も行いました。

二日間で3千人近い来場者があり、青少年を含む幅広い年齢層の方々に「人権」について考えていただくきっかけになりました。

最優秀作品

平成二十七年(第三回)

高校生世代「人権の詩」

飯南高等学校二年

奥野

李菜さん

素直な言葉

私に勝手に触らないで
私をそんな声でしからないで
私の前で簡単に泣かないで
私に優しく接しないで
ごめんなさい全部嘘。ごめんなさい素直じゃなくて。
頭をなでてくださいありがとうございます。
それだけで無条件の愛を感じるから。
しわくちやのあなたの手が大好きです。
怒ってくれてありがとう。
確かに愛されているんだと分かるから。
正しい道へ導いてくれるあなたの声が大好きです。
自分のことのように傷ついてくれてありがとうございます。
その涙を見るだけで救われるから。
私の痛みを理解してくれるあなたの心が大好きです。
声をかけてくれてありがとうございます。
一人じゃないんだと強くなれるから。
温もりで満たしてくれるあなたの言葉が大好きです。
私とあなたの距離は七十年分
すれ違つのは当たり前。ぶつかり合うのも当たり前。
だけど
いつかきっと私の声で私の心の私の言葉を届けるから
私とあなたがお互いに手を取れるように。

平成27年度(第3回)高校生世代「人権の詩」には、県内の高校生から139篇の応募がありました。入賞作品は島根県人権啓発推進センターホームページに掲載していますをご覧ください。

島根県人権啓発推進センターへご相談ください

■啓発資料(図書・ビデオ・DVD・紙芝居・パネル)の貸出

- 自由にご覧いただけます。
- センター内でビデオ・DVDを視聴することもできます。
- 郵送による貸出もしています。

■研修講師の派遣

- 県内の企業・団体・地域における人権・同和問題に関する研修に当センターの啓発指導講師を派遣します。
- ※詳しくはご相談ください。

■人権に関する相談

- 人権に関する相談に応じたり、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。
- ※秘密は厳守します。

相談専用
ダイヤル

人権啓発推進センター TEL0852-22-7701
西部人権啓発推進センター TEL0855-29-5530

●詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。

島根県 人権

検索

人権啓発推進センター

〒690-8501
松江市殿町1
(県庁第二分庁舎1F)
TEL
0852-22-6051
FAX
0852-22-9674

※人権啓発推進センターは
平成28年夏に県庁南庁舎に
移転します。



西部人権啓発推進センター

〒697-0041
浜田市片庭町254
(県浜田合同庁舎1F)
TEL
0855-29-5503
FAX
0855-29-5531

